

# 東京歯科大学大学院申し合わせ事項

東京歯科大学大学院歯学研究科

令和5年9月1日

## 1. 論文提出に関するもの

1) 参考論文の数については、1編以上とする。

参考論文は印刷中でも有効とし、論文掲載証明書を編集部より発行してもらう。

(平14. 12 第513回大学院研究科委員会)

2) 共著論文を学位論文として申請するための要件

イ) 他の学位請求に使用しない旨の誓約がなされていること。

ロ) 投稿中もしくは投稿予定のものについては、学術雑誌編集委員会の掲載証明  
又は学術雑誌に掲載することの指導教授の証明のついた確約書があること。

(平5. 3 第406回大学院研究科委員会)

3) 審査のために必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させ  
ることがある。

(平5. 3 第406回大学院研究科委員会)

4) 学位論文の共著者数については、原則として学位申請者を含め7名までとする。  
ただし、4名を超える場合、発表は英文誌とする。

(平16. 3 第527回大学院研究科委員会)

5) オーサーシップの条件:学位論文の共著者は、下記の基本的基準をすべて満たして  
いるものとする。

①研究の構想・デザインや、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与している。

②論文の草稿執筆や重要な専門的内容について重要な校閲を行っている。

③出版原稿の最終版を承認している。

④論文の任意の箇所の正確性や誠実さについて疑義が指摘された際、調査が適正  
に行われ、疑義が解決されることを保証するため、研究のあらゆる側面について  
説明できることに同意している。

(令1. 11 第607回大学院研究科委員会)

6) 学位論文の共著者数が7名を超える場合は、オーサーシップの条件に則り、理由書を提出の上、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会の承認を得るものとする。なお、理由書には当該共著者の役割分担を明記することとする。

(令11.11 第607回大学院研究科委員会)

7) 専攻生として、学位論文を提出する場合は、本学においての研究期間を修了した後、すみやかに資格審査願を提出すること。

(平11.11 第479回大学院研究科委員会)

8) 大学院生が退学した当該年度について、主科目の単位を認定されなかった場合は研究歴に算入しない。

(平14.3 第505回大学院研究科委員会)

9) 学位論文の学術雑誌への公表は、学位申請者が筆頭著者であることとする。但し、社会人大学院生及び専攻生の場合にあっては、研究指導の状況により、第二著者であってもこれを認めることがある。この場合学長宛理由書を提出するものとする。

(平21.3 第584回大学院研究科委員会)

10) 口腔がん専門医養成コースにおける学位論文は、臨床論文等3編以上（筆頭著者1編以上を含む）をもって学位論文とすることができます。

(平21.3 第584回大学院研究科委員会)

11) 論文審査の終了後1年を超えても大学院研究科委員会に当該論文が提出されない場合は、大学院研究科委員会の意見を聴いた上で、学長は当該論文審査結果を無効とすることができます。

(平27.5 第658回大学院研究科委員会)

- 12) 平成28年度より、乙の資格で学位申請をする者は、学術雑誌に受理された論文で審査を受ける。

(平27.10 第662回大学院研究科委員会)

## 2. 学位審査手数料に関するもの

- 1) 研究歴が充足されている本学専任教員の場合は、学位審査手数料は5万円とする。
- 2) 研究歴が充足されていて、他大学および他機関に大学の命令で赴任した者については、本学専任教員扱いとして学位審査手数料は5万円とする。
- 3) 本学専任教員として研究歴が充足されていて、完成した学位論文を在職中に提出できなかった場合の学位審査手数料は20万円とする。

(昭53.1 第235回大学院研究科委員会)

(平3.11 第391回大学院研究科委員会)

- 4) 博士課程単位修得退学後、6ヶ月以内の者の学位審査手数料は免除する事ができる。

(平11.3 第472回大学院研究科委員会)

## 3. 授業料に関するもの

- 1) 5年次に在籍し、9月30日（大学院の前期）までに大学院研究科委員会の論文審査に合格した場合は、5年次の授業料を徴収しない。  
ただし、9月30日までに同論文審査に合格しない場合は、前・後期分の授業料を徴収する。

(平9.1 第448回大学院研究科委員会)

- 2) 6年次以降の大学院生は9月30日までに大学院研究科委員会の論文審査に合格した場合は、前期分だけ徴収し、9月30日までに同論文審査に合格しない場合は前・後期分の授業料を徴収する。

(平9.1 第448回大学院研究科委員会)

#### 4. 教員資格に関するもの

##### 1) 大学院歯学研究科指導教員の要件

イ) 専任教員で学位のある者。

(平20. 2 第570回大学院研究科委員会)

#### 5. 論文審査、主査、副査に関するもの

##### 1) 大学院生およびそれに準ずる研究者が協同の論文指導者を学外から選ぶ場合には学長・研究科長・講座・研究室主任の承認を得ることとする。この場合論文指導の最終責任者は本学の講座・研究室主任とする。

(昭46. 11 第160回大学院研究科委員会)

##### 2) 主査の定年が近い場合で審査を行う希望のある場合、定年退職後数か月以内であれば主査をつとめることができる。

(昭49. 12 第197回大学院研究科委員会)

##### 3) 大学院生の学内における出向研究については出向願を学長に提出し許可を得ることとする。なお、研究の指導を委嘱する場合には事前に主査・副査の件について協議した結果を研究科委員会に報告し承認を得ておくこと。

(昭52. 1 第223回大学院研究科委員会)

##### 4) 主査が副査3名を選ぶ場合、基礎は臨床の、臨床は基礎の副査を必ず加えること。持込論文については副査3名の他に運営委員会で1名推薦して加える。

(昭55. 11 第270回大学院研究科委員会)

##### 5) 研究科委員会では主として審査経過を短時間で報告説明すること。

(昭55. 11 第270回大学院研究科委員会)

6) 主査の定年によって、論文提出者（乙）の資格に不足をきたした場合、事情によつては大学院研究科委員会の議を経て主査の定年退職前に当該論文の審査をすることが出来る。

(平元. 12 第370回大学院研究科委員会)

7) 当該論文の共著者が主査及び副査になる場合は、審査委員会の半数未満でなければならぬ。

(平21. 3 第584回大学院研究科委員会)

8) 学位論文審査委員会(一次審査)については、公開とする。当該講座主任は、同委員会の日程・開催場所が決定次第事務室に連絡し、事務室よりその内容を大学院生に周知するものとする。

(平29. 4 第679回大学院研究科委員会)

9) 学位論文審査委員会(第一次審査)は主査、副査が全員出席し、公開で行われることを原則とするが、審査日程の調整が困難である場合は、下記の条件をすべて満たすことにより、第一次審査を開催することができる。

①最低限の必要人員として、当該論文審査の主査、学位申請者本人、副査1名が出席する。

②学位申請者は、第一次審査を欠席した審査委員を個別に回り、審査を受ける。当該審査委員は審査結果を主査に提出する。

③主査は審査結果をまとめ、合否について判定を行う。

(令2. 2 第710回大学院研究科委員会)

## 6. 大学院の修業年限について

1) 平成11年度入学者より、大学院の修業年限を4年とする。

(平11. 3 第472回大学院研究科委員会)

## 7. 学則第12条に関する「優れた研究業績」をあげたものについて

「優れた研究業績」をあげたと認められるものは、以下の各号をすべて満たすものとする。

- 1) 学位論文が Impact Factor の付いた専門学術誌に掲載あるいは受理証明があるもの
- 2) 3年修了時または4年前期修了時に所定の単位（30単位）以上を取得していること。ただし、大学院セミナーを2単位以上取得していること
- 3) 指導講座・研究室主任教授の申請により、大学院研究科委員会の議を経て優秀であると認められたもの

(平30. 10 第695回大学院研究科委員会)

(令5. 9 第750回大学院研究科委員会)

## 8. 口腔がん専門医養成コースにおける修了要件

- 1) 臨床修練の修了(2,3,4年次における市川総合病院におけるコースワーク)
- 2) 口腔外科専修医申請条件を満たす口腔外科全般の臨床経験

(平21. 3 第584回大学院研究科委員会)

## 9. 一般的内規

- 1) 論文審査関連書類の提出は研究科委員会開催日の14日前までとする。  
(昭46. 3 第151回大学院研究科委員会)
- 2) 昭和52年9月より大学院運営委員会の委員を9名以上とする。  
(昭53. 4 第240回大学院研究科委員会)
- 3) 大学院生の学会出張旅費は授業料還元金を充当してもよい。  
(昭49. 3 第188回大学院研究科委員会)
- 4) 大学院生の夏季休暇は原則として20日間とする。  
(昭49. 7 第193回大学院研究科委員会)

5) 在学4年未満で最終試験に合格した大学院生の学位記は4年次の3月31日付で発行する。

(昭55.11 第270回大学院研究科委員会)

(平6.4 第418回大学院研究科委員会)

6) 大学院研究科委員会の投票権は原則として1講座・1研究室1票とする。

(昭50.3 第201回大学院研究科委員会)

7) 各講座・研究室の総定員は8名とする。ただし講座・研究室の状況によってはこの限りではない。

(昭61.1 第327回大学院研究科委員会)

8) 大学院在学中に英語能力測定テスト(TOEFL および IELTS)を受験した大学院生は、受験したことを証明する書類(取得点数のわかるもの)の提出をもって当該年度の副科目を受講したものとみなし、1単位を認定する。

(平29.1 第676回大学院研究科委員会)